

資格商法の二次被害

過去に資格講座を契約した人に、「講座が終了していない、終了するまで受講しないとイケない」と職場などに電話をかけてくるなど資格商法の二次被害の相談が増えています。



<事例> 相談者は30代男性 「10年ほど前に契約した資格講座が終了されていないので、名簿に名前が残っている。このまま継続するには90万円、名簿を削除するには新たに教材を購入する(45万円)必要である」との電話があった。おかしいなと思いながらも仕事中だったので、教材を購入すると返事してしまった。しかし以前にも「講座が未終了なので終了するには教材を購入するように」と事業者から電話を受け、購入契約をし代金40万円も支払い、修了証書も受け取っているのに、講座は終了していると思っていた。今回の件どうしたらよいだろうか。

<対応> これは特定商取引法の電話勧誘販売に該当します。勧誘の際に事実と異なる説明をしたり、断っている者へ再勧誘することを禁止されています。

本事例の場合、契約書類が届いてから8日以内だったので、書面でクーリング・オフの手続きをしました。その書面に今後の勧誘はしないよう付け加えました。

過去に受けた資格講座の未終了を理由に費用が発生することはありません。事業者の話に惑わされず、きっぱりと断りましょう。断りきれず契約してしまった場合でも、契約書類を受け取った日を含めて8日以内はクーリング・オフが可能です。あきらめず早めに相談しましょう。

